

八戸市 飲食関連事業者等支援金

申請の手引き

申請期間

令和3年

10月11日(月)～12月17日(金)

当日消印有効

申請要件、申請方法等

おねがい

申請に当たっては**必ず本手引きの要件、記載例をご確認ください**。ご不明な点はまずは八戸市HPに掲載の「Q&A」をご覧ください。申請書類に不備があると内容確認や審査に時間がかかり、支援金のお振込までにお時間をいただくことになります。

また、申請書受付後、申請いただいた内容、添付書類等の確認をします。**必要に応じて、記載内容等について確認することがあるほか、追加資料の提出をお願いする場合があります**。

八戸市飲食関連事業者等支援金について

県による、中心街の一部区域に所在する酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請(9月1日要請分。以下「時短要請」という。)により影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、市独自の経済対策として八戸市飲食関連事業者等支援金(以下「支援金」という。)を交付します。

支援金の額

1事業者当たり一律 20万円

※申請後3週間程度での給付を予定していますが、受付開始直後は申請が殺到することが予想されるため通常より時間がかかる可能性があります。

対象者

八戸市内で事業活動を行う事業者のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人、市内に住所を有する個人事業者で、次の①～③のいずれかに該当する者

※法人の場合、登記上の本店所在地が市内にあるかどうかは問いません。

※個人事業者の場合、市外に住所を有する者であっても、市内に事務所又は事業所を所有し、又は賃借して営業していて、そのことを証明できる場合は対象となります。

①飲食店事業者(時短協力金及び市施設テナント協力金の交付を受けた方を除く)

食品衛生法の営業許可を受けている飲食店※が八戸市内に所在すること。

※酒類の提供の有無は問いません。 ※イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは対象外です。

②飲食店と直接の取引関係にある関連事業者

八戸市内の飲食店※1に対し、反復継続して商品を販売し、又はサービスを提供※2してきており、飲食店と直接取引の関係にあること。

※1 時短要請を受けた飲食店を含む①の要件に該当する飲食店 ※2 同一店舗との複数回の取引があること

【例】

1. 飲食店に対し、継続的に次の物品等を納入している事業者

食材・食品(調理済のものを含む。)、飲料(水、酒類を含む。)、調味料、食用油、おしぼり、割り箸、食器、調理器具等

2. 飲食店に対し、継続的に次の物品等をリースしている事業者

冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器、フロアマット等

3. 飲食店から継続的に次の業務等を請け負っている事業者

クリーニング(テーブルクロス、タオル等)、室内の清掃、廃棄物の収集、広告等

③-1. タクシー事業者

道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可を受けていること。

※介護タクシー等の福祉輸送事業限定等の許可のみを受けている場合は対象外。

③-2. 自動車運転代行事業者

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく公安委員会の認定を受けており、認定上の主たる営業所所在地が「八戸市」であること。

要件

- (1) **令和3年9月の事業収入が、令和2年又は令和元年(いずれかの年を選択する)の9月との比較で30%以上減少していること。**
- (2) **年間事業収入(法人にあつては比較する年の9月を含む事業年度分、個人事業者にあつては比較する年の分)が20万円以上**であること。
- (3) 令和3年8月31日以前から事業を行っている者であつて、営業の実態があること(新型コロナウイルス感染拡大の影響により休業している場合は、この限りでない。)
- (4) 事業継続の意思があること。
- (5) **八戸市営業時間短縮要請協力金又は令和3年度市施設テナント事業者休業協力金の交付を受けておらず、今後も交付申請する予定がないこと。**
- (6) 事業者(法人にあつては、代表者及び役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 当市の市税を滞納していないこと(納付が可能な状況になり次第、納付する旨の誓約がある場合はこの限りでない。)
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人
 - イ 政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ その他支援金の趣旨及び目的に照らして市長が適当でないとする者

申請手続き

(1) 申請書類

- ・6・7ページに記載の必要書類を期限までに提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。
- ・郵送で提出される場の送料は、申請者側でご負担願います。
- ・書類の不備や確認に時間を要した場合は、支援金の交付までに時間を要することもあります。
- ・申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 事務局からの内容確認等

- ・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、基本的に午前9時から午後5時までの間(土、日及び祝日を除く)に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。
- ・上記の依頼に応じていただけない場合は、支援金の申請を取り下げたものと見なす場合があります。また、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、支援金の申請を取り下げたものと見なす場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請書類の不備等による再提出の送料も申請者の負担になりますので、申請書類の不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、支援金を交付できない場合も、申請にかかる費用は、全て申請者の負担になりますので、ご了承ください。

特例措置について

① 新規創業者の方(令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間に創業した方)

- ・創業月の翌月から令和3年8月までの月平均売上と同年9月の売上を比較する
※年間事業収入は上記月平均額に12を乗じて得た額
- ・令和3年8月に創業した場合は、8月の売上と9月の売上を比較する
※年間事業収入は8月の売上に12を乗じて得た額

【提出書類】

通常の書類に加えて以下の書類が必要

法人	個人事業者
・法人を設立した月の翌月から令和3年8月31日までの期間に係る月別の売上台帳、帳簿等	・開業した月の翌月から令和3年8月31日までの期間に係る月別の売上台帳、帳簿等
・履歴事項全部証明書の写し (申請時から3か月以内に発行され、法人の設立年月日が令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間であること。)	・次に掲げるいずれかの書類 ① 個人事業の開業・廃業等届出書 (開業日が令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間であること、②、③において同じ) ※收受日付印が押されていること、e-Taxの場合は受信通知の控えの写しが必要 ② 事業開始等申告書 ※收受日付印が押されていること ③ 上記①及び②以外で開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類

② 特定非営利活動法人及び公益法人等(法人税法別表第2に規定する公益法人等)

【提出書類】

- ・通常の書類に加えて履歴事項全部証明書の写し
(申請時から3か月以内に発行されたもの)
 - ・令和2年または令和元年の9月分の売上が分かる売上台帳、帳面等の写し
 - ・確定申告関係書類に代えて右記の書類の写し
- ※収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。)のみを対象とする。

■年間事業収入を確認できる書類の例

法人種別	年間収入の計算書類等
特定非営利活動法人	活動計算書
学校法人	事業活動収支計算書
社会福祉法人	事業活動計算書
公益財団法人 公益社団法人	正味財産増減計算書

※このほか事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合や法人から個人事業者化した場合、事業承継した場合も対象となる可能性があります。また、個人事業者として業務委託契約等による収入を雑所得・給与所得で申告した場合は対象となる可能性がありますので、ホームページに掲載のQ&Aをご覧ください。

支援金の交付にかかる通知等

- ・申請書類の審査の結果、支援金を交付する旨を決定したときは、交付に関する通知を送付します。
- ・支援金の交付の可否や交付時期に関するお問い合わせについては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を送付します。

その他注意事項

- ・今回の支援金の申請は、対象となる1事業者につき1回限りです。
- ・支援金の交付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、支援金の交付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。
- ・申請書に記載された情報は、行政機関(税務当局、警察署、保健所等)の求めに応じて、提供することがあります。

不正受給について

- ・支援金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。

不正受給の例

- ・対象者でないことや、要件を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ・支援金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず再度申請する。
※ この場合、初回申請にかかる受給分についても、不正受給と見なします。
- ・売上高を偽って申請する。

不正受給が発覚した場合は...

- ・不正受給と判断された場合、受給済の支援金を返還いただくとともに事業者名、店舗名等について公表します。

よくある申請不備

- (1) 【共通】申請者氏名や口座名義人のフリガナが記載されていない
- (2) 【法人】申請者名から会社名、役職名が漏れている
- (3) 【法人】印鑑が代表者印ではなく角印になっている
- (4) 【共通】申請者住所が店舗所在地になっている→個人事業者の場合は申請者住所、法人の場合は本店所在地
- (5) 【共通】記載の電話番号が繋がらない
- (6) 【共通】2. の市税の納付状況についてチェックが漏れている、または両方にチェックが入っている
- (7) 【共通】税理士署名欄に申請者が自署している→税理士による署名押印が必要(必須ではありませんが記載があれば一部提出書類を省略できます)
- (8) 【飲食店事業者】申請者と営業許可を受けた方が異なる→申請できるのは営業許可を受けた方です
- (9) 【飲食店事業者】営業許可証の期限が切れている→保健所で更新手続きを行ってください
- (10) 【飲食店事業者】営業許可を受けた方の住所や名字が本人確認書類と異なる→異動している場合は異動履歴を確認するため、更新前の免許証の写し等を合わせてご提出いただくとスムーズに審査できます
- (11) 【共通】売上台帳、帳面等がいつのものかわからない→「令和〇年〇月」等わかるように記載してください
- (12) 【共通】確定申告書に税務署の收受日付印がない
- (13) 【共通】消費税の申告書の写しを提出している→法人は法人税、個人は所得税
- (14) 【個人事業者】本人確認書類で運転免許証のおもて面の写ししかない→裏面も必要です
- (15) 【個人事業者】本人確認書類の有効期限が切れている→本人確認書類は有効期限内のものご提出ください
- (16) 【個人事業者】市外在住の方で提出した賃貸借契約書が土地に係るものである→建物に係るものが必要です
- (17) 【個人事業者】市外在住の方で提出した賃貸借契約書の契約期限が切れている→契約が継続していることを示す申立書をご提出ください
- (18) 【個人事業者】市外在住の方で提出した賃貸借契約書の契約が申請者ではない→申請者が借りていることが分かる申立書をご提出ください
- (19) 【個人事業者】市外在住の方で提出した賃貸借契約書に対象となる事務所又は事業所の所在地が記載されていない
- (20) 【個人事業者】市外在住の方で営業許可証が移動販売になっている→市外在住者の方の場合は臨時及び移動販売の営業許可は対象外です。
- (21) 【共通】口座の名義が申請者と異なる→申請者名義の口座にのみお支払いできます
- (22) 【法人】口座の代表者氏名が現在の代表者と異なる
- (23) 【共通】提出書類のコピーが不鮮明

必要書類 **法人** チェックリストに☑を入れ、申請書類が揃っているかご確認ください

1	八戸市飲食関連事業者等支援金交付申請書 兼請求書 所定の欄に申請者の売上高を証明する税理士の署名押印がある場合は売上高を証明する書類(下記3、4、5)を省略できます。(申告代理の実績のある税理士に限ります。税理士への依頼は有料の場合があります)	<input type="checkbox"/>
2	①飲食店事業者の場合 ・営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>
	②飲食店と直接取引関係にある関連事業者の場合(下記2点) ・会社案内、HP等事業概要が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	・令和2年9月から令和3年9月までの間に、八戸市内の取引先飲食店との2回の取引※が確認できる書類(取引年月日、飲食店名、申請者名、金額、取引内容がわかる納品書、領収書等の写し) ※同一店舗との取引であること	<input type="checkbox"/>
	③-1タクシー事業者の場合 道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可証の写し	<input type="checkbox"/>
	③-2自動車運転代行業者の場合 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく公安委員会の認定証の写し	<input type="checkbox"/>
	3	令和3年9月の売上が分かる売上台帳、帳面等の写し
4	売上高を比較する年(令和2年又は元年)の9月が含まれる事業年度の法人税の確定申告書(別表一)の控えの写し ※收受日付印が押されていること ※e-Taxの場合はe-Taxから出力された際の受付日時、受付番号が申告書上部に印字されているか、受信通知(一般的に「メール詳細」等のタイトルがあり「送信されたデータを受け付けました」等の文言があるもの)の控えの写しが必要	<input type="checkbox"/>
5	上記4と同じ事業年度の法人税の確定申告書(法人事業概況説明書)の控えの写し(両面)	<input type="checkbox"/>
新規創業者の方(令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間に創業した方)、特定非営利活動法人及び公益法人等の方は4・5の提出は不要です。		
6	振込先口座通帳(法人名義)のおもて面と通帳を開いた1、2ページの写し インターネットバンキングは、上記事項の記載された画面の写し	<input type="checkbox"/>
☆	本店所在地が市外の方	<input type="checkbox"/>
	最新の八戸市法人市民税申告書の控えの写し ※收受日付印が押されていること ※eLTAXの場合は受付確認通知の写しを合わせて提出 ※申告書の写しがない場合は納付書の写し	<input type="checkbox"/>
☆	新規創業者の方(3ページを参照)	<input type="checkbox"/>
	法人を設立した月の翌月から令和3年8月31日までの期間に係る月別売上台帳、帳簿等 履歴事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>
☆	特定非営利活動法人及び公益法人等の方(3ページを参照)	<input type="checkbox"/>
	令和2年または令和元年9月の売り上げがわかる売上台帳、帳面等の写し 年間事業収入を確認できる書類 (活動計算書、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書)	<input type="checkbox"/>

※その他市長が必要と認める書類の写しの提出をお願いすることがあります。

必要書類

個人事業者

チェックリストに☑を入れ、申請書類が揃っているかご確認ください

1	八戸市飲食関連事業者等支援金交付申請書 兼請求書 所定の欄に申請者の売上高を証明する税理士の署名押印がある場合は売上高を証明する書類(下記3、4、5)を省略できます。(申告代理の実績のある税理士のみ可。税理士への依頼は有料の場合があります)	<input type="checkbox"/>
2	①飲食店事業者の場合 営業許可証の写し	<input type="checkbox"/>
	②飲食店と直接取引関係にある関連事業者の場合(下記2点) ・事業案内、HP等事業概要が分かる書類	<input type="checkbox"/>
	・令和2年9月から令和3年9月までの間に、八戸市内の1つの取引先飲食店との2回※の取引が確認できる書類(取引年月日、飲食店名、申請者名、金額、取引内容がわかる納品書、領収書等の写し) ※同一店舗との取引であること	<input type="checkbox"/>
	③-1タクシー事業者の場合 道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可証の写し	<input type="checkbox"/>
	③-2自動車運転代行業者の場合 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく公安委員会の認定証の写し	<input type="checkbox"/>
3	令和3年9月の売上が分かる売上台帳、帳面等の写し	<input type="checkbox"/>
4	売上高を比較する年(令和2年又は元年)の所得税の確定申告書(第一表)の控えの写し ※ 收受日付印が押されていること ※ e-Taxの場合はe-Taxから出力された際の受付日時、受付番号が申告書上部に印字されているか、受信通知(一般的に「メール詳細」等のタイトルがあり「送信されたデータを受け付けました」等の文言があるもの)の控えの写しが必要	<input type="checkbox"/>
5	青色申告者の方 売上高を比較する年の所得税青色申告決算書の控えの写し(1、2ページ目) ※提出できない場合や月別の事業収入が確認できない場合は、白色申告者の方の必要書類を提出	<input type="checkbox"/>
	白色申告者の方 売上高を比較する年の1月から12月までの期間に係る各月の月間事業収入が分かる売上台帳、帳面等の写し(すべての店舗、事務所の分で、申告している事業収入額と合致するもの) ※提出できない場合は確定申告した事業収入から平均の月次収入を算出します。	<input type="checkbox"/>
<p>※確定申告の義務がない場合、その他合理的な理由により確定申告書を提出できない場合は、当該年分の市・県民税の申告書類の控えの写しで4・5に代えることができます。(收受日付印または「写」の押印のもの) ※新規創業者の方(令和2年9月2日から令和3年8月31日までの間に創業した方)は4・5の提出は不要です。</p>		
6	振込先口座通帳(本人名義)のおもて面と通帳を開いた1、2ページの写し インターネットバンキングは、上記事項の記載された画面の写し	<input type="checkbox"/>
7	本人確認書類の写し ○運転免許証又は運転経歴証明書(両面) ○マイナンバーカード(おもて面) ○パスポート(顔写真のページ) ○健康保険証 ○写真付きの住民基本台帳カード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○外国人登録証明書(在留資格が特別永住者のものに限る)	<input type="checkbox"/>
☆	市外に住所を有する方 事務所又は事業所を所有している場合は、 <u>建物</u> に係る固定資産税納税通知書の写し(明細)、賃借している場合は、 <u>建物</u> の賃貸借契約書の写し(契約者が申請者本人であり、賃貸借契約期間内であるもの) ※飲食店の営業許可証(臨時及び移動販売の営業許可証は不可)の写しを提出する方は省略可	<input type="checkbox"/>
	新規創業者の方(3ページを参照)	
☆	設立した月の翌月から令和3年8月31日までの期間に係る月別売上台帳、帳簿等	<input type="checkbox"/>
	個人事業の開業・廃業等届出書、事業開始等申告書等	<input type="checkbox"/>

※その他市長が必要と認める書類の写しの提出をお願いすることがあります。

お問い合わせ先

0178-43-2835 受付時間 9:00~17:00

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話でのお問い合わせにご協力下さい。

土日祝日を除く

申請書設置場所

八戸市庁別館1階特設窓口(出納室向かい)

※八戸市ホームページからもダウンロードいただけます

八戸市飲食関連事業者等支援金

検索

10月15日(金)までに順次以下の場所にも設置します。

南郷事務所、市民サービスセンター、市内各公民館



提出方法 ※感染症拡大防止のため、**原則郵送でのご提出にご協力ください**

○郵送で提出する場合

申請書類を次の宛先に郵送してください。「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」以外の方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かなかった場合の責任は一切負いかねますので、ご了承ください。

【宛先】〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1 八戸市商工課 飲食関連支援金担当 あて

※ 令和3年12月17日(金)の消印有効です。

※ 封筒裏面に差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※ 送料は申請者側でご負担願います。

※ 年内の振込みを希望される場合は、12月10日(金)必着で提出してください。

(申請に不備がある場合は年内の振込みができない可能性があります)

○窓口へ提出する場合

以下の場所に提出ボックスを設置していますので、封筒に入れて投函してください。

市庁別館1階 特設窓口(出納室向かい)前 提出ボックス

※ 提出ボックス設置時間は平日9時から17時まで

※ 提出ボックスへの提出期限は12月17日(金)17時まで

※ 封筒裏面に差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

！ 支援金給付を装った特殊詐欺にご注意ください！

飲食関連事業者等支援金の給付にあたり、八戸市や国などの行政機関が

- ・手数料の振込を求めたり
- ・ATMの操作をお願いしたり
- ・暗証番号をお伺いすることは絶対にありません。

ご自宅や職場に不審な電話や郵便が届いたら、最寄りの警察署にご相談ください。